



山形県公報

令和6年4月1日(月)

号 外 (10)

目 次

議 会 関 係

告 示

○山形県議会事務局規程の一部を改正する規程…………… 1

選 挙 管 理 委 員 会 関 係

訓 令

○山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令…………… 2

企 業 局 関 係

規 程

- 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………同
- 山形県企業局組織規程の一部を改正する規程…………… 3
- 山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程…………… 4
- 山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程の一部を改正する規程…………… 5
- 山形県企業局職員審査会規程の一部を改正する規程……………同
- 山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程……………同

病 院 事 業 局 関 係

規 程

○山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程……………同

議 会 関 係

告 示

山形県議会告示第4号

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

山形県議会議長 森 田 廣

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程

山形県議会事務局規程(昭和45年10月県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「技能長」を「技能長、シニア主任技能員」に改め、同条第3項の表中

技能長	上司の命を受けて担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。	を
-----	-----------------------------------	---

技能長	上司の命を受けて担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。
シニア主任技 能員	上司の命を受けて知識経験に基づき担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事し、又は知識経験に基づき、技能長を補佐し、及び担当業務に従事する。

に改める。

第5条中第20号を第21号とし、第9号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 事務局長等の高齢者部分休業及び休業時間の延長に係る承認に関すること。

第6条第1項課（室）長共通の項中第17号を第18号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 所属職員の高齢者部分休業及び休業時間の延長に係る承認に関すること。

第11条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の高齢者部分休業に関する規程（令和5年12月県訓令第25号）

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会関係

訓 令

山形県選挙管理委員会告示第1号

事 務 局
地 方 事 務 局

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程（昭和50年6月県選挙管理委員会訓令第1号）の一部を次のように改める。

別表中 みらい企画創造部市町村課主査（予算担当） を

みらい企画創造部市町村課予算係長 に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第5号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改

正する。

第2条の3第1項の表本局の項中

局長

を

局長
参事

に改める。

別表8級の項中「局長」を「局長又は参事」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第6号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程（昭和40年6月県企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「、経営企画調整・DX推進担当」を削り、「発電管理担当、発電施設担当」を「発電施設管理・開発担当」に改め、同条第2項の表中

電気事業課	再生可能エネルギー活用推進室	再生可能エネルギー活用推進担当	を
-------	----------------	-----------------	---

総務企画課	経営戦略推進室	経営企画調整・DX推進担当、GX推進担当	に改める。
-------	---------	----------------------	-------

第5条第14号中「局の長期計画」を「経営戦略」に改め、同条中第27号を第28号とし、第19号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第18号を削り、第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、第14号の次に次の2号を加える。

(15) デジタル技術の活用及び推進に関すること。

(16) 脱炭素化の推進に関すること。

第5条に次の1項を加える。

2 総務企画課の分掌事務のうち前項第14号から第19号までに掲げる事務（公舎に係るものを除く。）は、経営戦略推進室で所掌する。

第8条第2項を削る。

第11条の見出しを「（局長等）」に改め、同条第1項中「局長」を「局長及び参事」に改め、同条に次の1項を加える。

3 参事は、管理者の命を受けて局の技術及び特定事項に関する事務を掌理し、管理者及び局長を補佐し、並びに局の事務を整理する。

第13条第2項中「専門員」を「専門員、シニア専門員」に改め、同条第3項の表中

専門員	担当事務について課長等を補佐し、及び特定事項を処理する。	を
-----	------------------------------	---

専門員	担当事務について課長等を補佐し、及び特定事項を処理する。	に改める。
シニア専門員	知識経験に基づき、担当事務について課長等を補佐し、及び特定事項を処理する。	

第19条第2項中「主任技能員」を「シニア主任技能員、主任技能員、副主任技能員」に改める。

第20条の表中	主任技能員	上司の命を受けて担当業務に従事する。	を
	技術技能員		

シニア主任技能員	上司の命を受けて知識経験に基づき担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事し、又は知識経験に基づき、技能長を補佐し、及び担当業務に従事する。
主任技能員	上司の命を受けて担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事し、又は技能長を補佐し、及び担当業務に従事する。
副主任技能員	技能長、シニア主任技能員若しくは主任技能員を補佐し、及び担当業務に従事し、又は上司の命を受けて担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。
技術技能員	上司の命を受けて担当業務に従事する。

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第7号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程（昭和40年6月県企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「主務課長」を「参事」に改め、同条に次の1項を加える。

2 参事にも事故があるときは、主務課長がその事務を代決する。

第5条第1項中「主務課長」を「参事」に改め、同条第2項中「ときは、」を「ときは主務課長が、主務課長にも事故があるときは」に改める。

第6条第4項中「その」を「シニア専門員が担当する事務についてはシニア専門員がその」に改める。

第8条中「については局長」を「については参事、局長」に改める。

別表第1人事・サービスの項第1項中「及び課長」を「参事及び課長」に改め、同表財務の項第12項中

「1件の予定金額が4,000万円以内のもの」	を	「1件の予定金額が4,000万円以内のもの（管理者が指定するものを除く。）」	に改め、同表財務の項第13項第3号中「及び」を「並びに」に、「期末
------------------------	---	--	-----------------------------------

手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同表財務の項第13項第4号中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

別表第2総務企画課の項源泉徴収等に関すること。の項課長専決事項の欄第1項中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第8号

山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程（昭和44年7月県企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「総務企画課長」を「企業局参事」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第9号

山形県企業局職員審査会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

山形県企業局職員審査会規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員審査会規程（昭和52年2月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「課長」を「参事及び課長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第10号

山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

山形県企業局安全衛生委員会規程（昭和53年3月県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「局長」を「局長、参事」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第4号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項の表山形県立中央病院の項中

診療部	診療各科		を
-----	------	--	---

診療部	診療各科		に改め、同表山形県立
	医療クラーク室		

新庄病院の項中「施設用度係」を「用度係、施設管理係」に改め、同表山形県立河北病院の項中

救急総合診療部	
地域医療支援部	地域連携推進室 在宅医療支援室

を

救急診療部	
地域医療部	地域連携推進室 在宅医療推進室

に、

医療安全部	感染管理室	
-------	-------	--

を

医療安全部		
感染制御部		

に改める。

第17条第1項の表副部長の項中「救急総合診療部、」及び「及び診療機材部」を削り、同表中

課長補佐	中央病院の総務課、経営戦略課及び医事相談課並びに新庄病院の医事経営企画課	課長を補佐し、課の事務を整理する。
------	--------------------------------------	-------------------

を

課長補佐	中央病院の総務課及び医事相談課	課長を補佐し、課の事務を整理する。
室長補佐	中央病院の医療クラーク室	室長を補佐し、室の事務を整理する。

に改め、同条第4項の表中

看護師	
-----	--

を

シニア看護師	上司の命を受けて知識経験に基づき看護業務に従事する。
看護師	

に、

業務名を冠する主査	担当業務について課長等を補佐し、及び担当業務を処理する。
主査	上司の命を受けて担当業務を処理する。

を

シニア専門員	上司の命を受けて知識経験に基づき特定事項を処理する。
業務名を冠する主査	担当業務について課長等を補佐し、及び担当業務を処理する。
シニア主査	知識経験に基づき、担当業務について課長等を補佐し、及び担当業務を処理する。
主査	上司の命を受けて担当業務を処理する。
シニア主任	上司の命を受けて知識経験に基づき担当業務を処理する。

に改め、同条第5項の

表中

技能長	上司の命を受けて担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。
主任技能員	
副主任技能員	主任技能員を補佐し、及び担当業務に従事する。

を

技能長	上司の命を受けて担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。
シニア主任技能員	上司の命を受けて知識経験に基づき担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事し、又は知識経験に基づき、技能長を補佐し、及び担当業務に従事する。
主任技能員	上司の命を受けて担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事し、又は技能長を補佐し、及び担当業務に従事する。
副主任技能員	技能長、シニア主任技能員若しくは主任技能員を補佐し、及び担当業務に従事し、又は上司の命を受けて担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。

に、

調理技能員	
-------	--

を

調理技能員	
シニア技能員	上司の命を受けて知識経験に基づき担当業務に従事する。

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

令和6年4月1日印刷 発行所 山形県庁
令和6年4月1日発行 発行人 山形県